



令和 8 年 1 月 6 日

国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について（2）

関東地方整備局は、東京ガスコミュニケーションズ株式会社（東京都新宿区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
東京ガスコミュニケーションズ株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号

### 2. 指名停止措置期間

令和8年1月6日から令和8年3月5日まで（2ヶ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より監督処分（営業停止（22日間））を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして東京都知事から監督処分（営業停止）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内